

平成22年第6回太子町議会定例会（第429回町議会）会議録（第1日）

平成22年12月3日

午前10時開会

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 総務常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 6 福祉文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 7 経済建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 8 議案第56号 平成22年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）
- 9 議案第57号 平成22年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 10 議案第58号 平成22年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 11 議案第59号 平成22年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 12 議案第60号 平成22年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 13 議案第61号 平成22年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第2号）
- 14 議案第62号 平成22年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）
- 15 議案第63号 太子町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について
- 16 議案第64号 石海保育所の指定管理者の指定について

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 総務常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 6 福祉文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 7 経済建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 8 議案第56号 平成22年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）
- 9 議案第57号 平成22年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 10 議案第58号 平成22年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 11 議案第59号 平成22年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 12 議案第60号 平成22年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 13 議案第61号 平成22年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第2号）
- 14 議案第62号 平成22年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）
- 15 議案第63号 太子町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について
- 16 議案第64号 石海保育所の指定管理者の指定について

会議に出席した議員

1 番	井 川 芳 昭	2 番	清 原 良 典
3 番	中 島 貞 次	4 番	服 部 千 秋
5 番	長谷川 原 司	6 番	井 村 淳 子
7 番	橋 本 恭 子	9 番	花 畑 奈知子

10番 北川嘉明
12番 上田富夫
14番 桜井公晴
16番 佐野芳彦

11番 熊谷直行
13番 村田興亞
15番 中井政喜

会議に欠席した議員

なし

会議に出席した事務局職員

局長 上田眞也
書記 森本麻友

書記 木村和義

説明のため出席した者の職氏名

町長 首藤正弘
教育長 寺田寛文
生活福祉部長 丸尾満
教育次長 西村隆志
監査委員 森川勝

副町長 八幡儀則
総務部長 村瀬学
経済建設部長 山本武志
財政課長 香田大然

議長あいさつ

○議長（佐野芳彦） 開会に先立ちまして一言ごあいさつを申し上げます。

師走に入り何かとご多忙の中、議員各位には極めてご健勝にてご参集を賜り、本日ここに平成22年第6回太子町議会定例会（第429回町議会）が開会できますことは、町政伸展のためまことにご同慶にたえません。

さて、今期定例会は各会計の補正予算、条例制定等、いずれも重要な案件をご審議いただくことになっておりますので、よろしくお願いいたします。議員各位におかれましては、慌ただしい年末を控え、殊のほかご多用のことと存じますが、格別のご精励を賜り、慎重にご審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願いを申し上げまして、まことに簡単措辞でございますが、開会のあいさつといたします。

町長。

~~~~~

**町長あいさつ**

○町長（首藤正弘） 皆さんおはようございます。

平成22年第6回太子町議会定例会（第429回町議会）が開会するに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

慌ただしい師走となりましたが、議員各位におかれましてはご健勝にて本会議にご出席いただきましたことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。

平素は町行政各般の伸展にご理解、ご協力を賜っておりますこと、まことにご同慶にたえない次第であります。

さて、今期定例会におきましては、予算案件7件、条例案件1件、その他の案件1件の合わせて9件の議事につきましてご審議をお願い申し上げるものでございます。提出させていただきました各案件の内容につきましては後ほど説明させていただきたく存じますが、何とぞ慎重なるご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、まことに簡単ではございますが、定例町議会の開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

~~~~~

（開会 午前10時02分）

○議長（佐野芳彦） ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、ただいまから平成22年第6回太子町議会定例会（第429回町議会）を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたと

おりです。

これから日程に入ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐野芳彦） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、中井政喜議員、井川芳昭議員を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第2 会期の決定

○議長（佐野芳彦） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月17日までの15日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月17日までの15日間に決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第3 諸般の報告

○議長（佐野芳彦） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案9件が提出されました。したがって、議案はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたからご了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第199条の規定に基づき定期監査の報告書及び地方自治法第235条の2の規定に基づき、平成22年度10月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたからご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定に基づき、説明のため本定例会に……

（桜井公晴議員「議長、そこへいく前に」の声あり）

何の件でしょう。

（桜井公晴議員「定期監査について」の声あり）

定期監査の報告についての質問ですか。

（桜井公晴議員「そうです」の声あり）

暫時休憩します。

（休憩 午前10時04分）

（再開 午前10時05分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 通常ですと私も報告でそのままいくんですけども、ちょっと気になる点について監査が指摘され、そして当局がそれに対応するということが必要なために伺うわけですけども、徴収事務については、収入事務ですね、徴収事務についてはプロジェクトチーム等で収納率を改善すると、こういうことは再三議会でも言ってることなんでしょうが、ここでも触れられているように、プロジェクトチームの組織化など、町全体の収納体制の構築を早急に検討願いたい。これは具体的にやはりすべきことを指摘をし、そしてその推進を図るということが必要だと思うんですけども、この書面だけで見れば当然のことなんでしょうが、具体的にやっぱり進まないといけない、ということなんで、そのことについて監査のさらなる追及が必要と思うんですけど、その点と。

それから、2番目の現金取扱事務、これには窓口収納、それから出先機関については収納金を遅滞なく指定金融機関に払い込むよう注意されたいと。どの程度の遅滞があって、いや遅滞っていうのはいけないことですね、速やかに指定金融機関に納めよと、これ当たり前のことなんでしょうけども、やはり遅滞すること自体は後に問題を起こす可能性がありますので、注意はされておりますけれども、さらに指摘されてることがあるんじゃないかと思いますので、その点を説明願いたい。

それから、支出事務の中で財産、備品についてパソコンシステムに移行後の管理台帳の取り扱いについて各課が共通理解をされてい

ない。これはゆゆしきことだと思うんですけども、再度適切な指示を願いたい。当たり前のことなんです、その追及が監査の中でもなされなければならないと思うんですけど、以前からこういう問題が残っておる。そのことについて改善されないということはいけないことでありますし、また容認できないことであると、こういうに思いますが、その点さらなる指摘が必要かと思いますが、その点もいかがかということ。

また、委託料等で随契のことも触れてありますけれども、特定業者にということは絶えず議会でも問題にしていることなんです、監査のサイドからもきちっとこういう意見があります。そのことについてどういう改善指示が必要なのか、監査の指摘があるようでしたら説明願いたい。

それから、工事についても透明性、公平性を確保するというのは当たり前のことなんですけども、それらについて趣旨に沿って進行するということは監査の目に余るから指摘がされているものと思います。そういう点では後にこういうことが指摘しないで済むような方向にすべてですけど、そうあるべきだと思うんですが、その点説明いただけますか。それらの幾つかの点について説明をお願いします。

○議長（佐野芳彦） すべて監査委員の委員のほうからということでよろしいんですか。当局にも……

（桜井公晴議員「そうです。当局がこれを受けとんなら、当局も説明してもらいたい」の声あり）

要するに、どちらに。

（桜井公晴議員「監査が説明があるようだったら、ちょっと休憩でよろしいか、今」の声あり）

ちょっと暫時休憩します。

（休憩 午前10時09分）

（再開 午前10時10分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

森川監査委員。

○監査委員（森川 勝） ただいま桜井議員からご指摘がありました定期監査の報告書につきまして説明をいたしたいというふうに思います。

まず、徴収事務につきまして、非常に滞納額が6億円を超える金額になっているということ踏まえまして町全体としてどういうふうにもしくはどういう施策をとることによって徴収率を高めることができるかということでの庁内でのプロジェクトチームをつくっていろんな方策を検討願いたいと、それが徴収率を高めていくための第一歩ではないかなあと。これはここに書いておりますのは、実際にその徴収業務を職員の方につくって回っていただくという意味で書いているのではなくって、どういうふうな方策をとれば収納率を高めることができるかなあというところの検討をプロジェクトチームで話し合いをしていただけたらなということで書いております。

それから、現金取扱事務につきまして、収納金を遅滞なく指定金融機関に払い込むという件につきましては、これは現金を取り扱いされている部署につきましては適正に実施されているわけなんですけれども、一部の出先機関におきましてその都度入金されていないということで指摘をしておるわけでした、長期間処理されていないということではありませんので、念のため申し上げておきます。

それから、備品管理につきましては、これは平成19年度から導入されたというふうに聞いておりますけれども、現実に備品管理、これは全体を見たわけではありませんので、一部の管理状況を検証したということでございますけれども、これにつきましても今の段階では手書きの元帳と、いわゆるパソコンによる管理と併用されてるといいますか、本来ですとパソコン管理が導入された時点で手書きの元帳は廃棄するといえますか、当面並行してやる必要があるかと思いますが、3年近く経過しておりますので、パソコン管理一

本でいくのが望ましいという状況から考えますと、まだ手書きと併用してるところが非常に多いという現状であります。その原因等につきましてそれぞれの部署で尋ねたわけなんですけれども、やはり従来のなれといいますか、手書きで管理してるなれ等もありまして、手書きで管理するほうが非常にしやすいという意見が出ておりますけれど、そういったことは状況としてはわかるんですけれど、せっかくのシステム導入でもありますんで、そのあたりの原因、いわゆるパソコン管理一本化されない原因についていま一度実情を確認いただいて、それを踏まえてパソコン管理が一段と進むようにしていただきたいということでございます。

それから、随意契約の件につきまして、いわゆる特定業者に限定される契約について、その妥当性について検証願いたいということを書いておりますけれども、これも基本である金額の妥当性、それから契約の妥当性、こういったことについて引き続いて検証願いたいということでございまして、我々が検証していった中で特に目に余るものがあったということではありませんので、ご理解願いたいというふうに思います。

ご質問あった件につきましては、以上でよろしいでしょうか。

工事、修繕の発注につきましても、先ほど申しました委託料の件と同様で、特に問題となるようなものは監査の段階でなかったというふうに思いますけれども、やはり非常に議会でも常に指摘されております内容を踏まえまして発注については十分に配慮願いたいということでございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 桜井議員のご質問あるいは監査委員からのご指摘について簡単に私どもの考えを申し述べたいと思います。

1つの徴収の関係でございますが、プロジェクトチームの体制、これはこの議会でも出ております。監査委員さんからもご指摘をい

ただいているところでございますので、年末あるいは年度末ということでのそういう徴収体制を町全体ということは考えていく必要があるというふうに思っておりますので、過去にもそういうことをいたしました、実は余り実効性がなかったということで今現在は総務部あるいは担当課でしておりますが、それを全体ということでのプロジェクトチームの立ち上げについては、年度末等については考えていきたいというふうに思っております。

それから、収納金のことでございますが、先ほど監査委員さんからご指摘があったことでございますが、やはりその都度というのが当然のことでございますので、今お聞きしますと外部のことでございますので、私どものほうからそういったことについては周知徹底していきたいというふうに思っております。

それから、パソコンシステムでの備品台帳の管理でございますが、これもご指摘のとおりでございますので、紙台帳と、一時はやはり併用ということは当然あるんだろうと思いますが、3年近くなってる状況でまだそういうことであれば、パソコンシステムの中で管理をするよう周知徹底を図りたいと、このように考えます。

特定業者、繰越明許については、先ほど監査委員さんがおっしゃられたように、特にどのようなことをご指摘ではないようにも思いますので、しかし特定業者については引き続き検証する必要があるというご指摘をいただいておりますので、その辺十分気をつけて私どもは執行していきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 監査の指摘は僕は当然だと思います。また、こういう指摘がなければならぬし、この定期監査報告というのは当局は皆読んで承知しとるんか、そこにおられる人皆さん。今副町長が答えたけれども、外部も含めて、これは従前から議会の決算並びに委員会でも指摘していることがここで監査委

員の指摘として出てきてるわけですから、それを承知した中で少なくとも事務改善をやらないといけないと、これ当たり前だと思うんですけども、今のような具体の指摘も、これはどういうことですかということを監査に対しても伺って、そして適切に迅速に当局が対応するということがなかったらいつまでたってもこの改善はできない。違うんですかね。その辺だれがどう承知をして全体に徹底をさせるかということなんですけど、それがどういうふうにしとるんか。

それから、中でも特定はしないけれどもというものの、委託料等については議会でも本当に指摘しているところでありまして、金額を含めてこの安易な執行っちゃうのは厳に戒める、これは前から言ってることや。しかし、何でもこういうふうに指摘を受けなんだからいけないようなことでいつまでも放置しとるんかが問題です。それぞれそうなんですけど、どうなんですか。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） この監査報告につきましては、監査委員さんのほうから私のほうに直接報告が終了後ございました。私どものほうとしましては、それぞれの担当部局に速やかにこの結果を踏まえてそれぞれ検証していけという指示を出したところでございまして、それぞれの部、課におきましてこうした内容について再度点検をしているというところでございます。

そうした中で、今特定業者等々、委託料の関係、また工事等々もおっしゃっておりますが、私どもも十二分にそうしたところを常日ごろから気をつけて取り組みをさせていたでいておるところでございます。監査委員さんとの話し合いの中では特にというあれではないが、やはりこうしたものを常日ごろから気をつけて改善をしていってほしいというご指摘はちょうだいいたしております。我々も指摘に沿ってそうした取り組みは常日ごろから心がけてやっていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかによろしいですか。

それでは、次に移ります。

次に、地方自治法第121条の規定に基づき、説明のため本定例会に出席を求めました者の職氏名はお手元に配っております一覧表のとおりです。このうち森川勝監査委員には、本日の会議のみ、また堀恭一選挙管理委員会書記長には6日の会議のみ出席要求をいたしておりますので、ご了承願います。

ここで暫時休憩します。

（休憩 午前10時23分）

（再開 午前10時23分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

#### 日程第4 広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（佐野芳彦） 日程第4、広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

広報広聴常任委員会から9月30日、10月8日、10月15日、11月2日、11月16日の委員会開催分の所管事務調査報告書が提出されましたが、既に配付済みですのでご了承願います。

~~~~~

日程第5 総務常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

日程第6 福祉文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

日程第7 経済建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（佐野芳彦） 日程第5、総務常任委員会の閉会中の所管事務調査報告から日程第7、経済建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告までを一括議題とします。

お諮りします。

各常任委員会から閉会中の所管事務調査について中間報告を求めたいと思います。ご異

議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。

最初に、総務常任委員会の所管事務調査の中間報告を求めます。

総務常任委員会委員長中島貞次議員。

○中島貞次議員 それでは、総務常任委員会の所管事務調査を報告いたします。

本委員会の調査事件について、会議規則第47条の規定により下記のとおり報告します。

記。1、調査事件名、(1)太子苑地図混乱問題、(2)入札制度のあり方、(3)嘱託事務のあり方、(4)庁舎建設問題。2、調査年月日、平成22年9月15日水曜日午前10時から午前11時55分、平成22年10月14日木曜日午前10時から午後4時16分、平成22年11月12日金曜日午前10時から午後4時45分、平成22年11月22日月曜日午前10時から午前11時59分。3、調査の経過及び意見、(1)太子苑地図混乱問題について。9月議会定例会の報告以降、太子苑自治会の地図問題調査委員会と町当局との話し合いは進んでいなかったが、11月15日月曜日に神戸地方法務局龍野支局へ両者が相談に行ったことを聞いた。委員協議の中で国土調査法により地籍調査すればよいのではないかという意見が出た。

(2)入札制度のあり方。引き続き随意契約の実態について9月委員会に資料請求したが、職務上の存在する資料であれば提出できるが、新たに作成するとなると時間を費やすので不可能であるという今までと同様の理由により資料の提出はなかった。委員協議の中では、本町は随意契約が非常に多いので、減らす方向にするべきではないかという意見があった。また、3社見積もりよりも多数社見積もりのほうがよいのではないか。随意契約のほうが高くつく等の意見があった。

(3)嘱託事務のあり方について。当局と連合自治会との協議は進捗がないため、委員協議を行った。その中で配布物について町の立場は全世帯に配付すべきものであり、嘱託事務委託者に対して全世帯に配付するようお

願いしてるようであるが、現実には配付の判断基準を自治会入会、未入会で判断しているため配付されない住民がいるのではないかという意見があった。また、住民基本台帳上の世帯数と嘱託員が配付している世帯数との間には数百世帯の差が生じている。この理由は何かを当局に文書で質問した。一方、嘱託手数料は、各自治会（嘱託員）で取り扱いに違いがあるため、自治会活動助成金と一本化するなど、各自治会の透明化を図り、平等の取り扱いとなるような方策を委員会として検討していく。

(4)庁舎建設問題。当局より（株）東芝太子工場グラウンドを新庁舎建設候補地であるとの報告を受け、当初からの課題項目であった庁舎建設問題を繰り上げ、9月より調査を開始した。東芝グラウンドの場合、土地購入費用が必要である。そのため財政面も含めて検討が要るのではないかということで、太子町内にほかの適地はないのか検討した。まず、現在地での建てかえについては、仮庁舎の建設費用並びに引っ越し費用等を考えると莫大な費用になる。また、敷地が南北縦長の形状で高層化の必要性が考えられるなど、住民理解が得にくいと思われるため、現在地では不可能であると判断した。次に、町有地である総合公園や太田公園に庁舎を建設する場合は、土地購入費は不要であるが、法律上の制約等諸問題があるのではないかと調査中である。また、今回の庁舎建設に関して自治会長への説明は行われたが、住民に対する説明会を実施するべきではないかという意見があった。

以上であります。

○議長（佐野芳彦） 以上で委員長の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

次に、福祉文教常任委員会の所管事務調査の中間報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長花畑奈知子議員。

本日、机上に配っていたと思いますので、ご参照願います。

○花畑奈知子議員 それでは、福祉文教常任委員会所管事務調査報告書を読み上げて報告にかえます。

本委員会の調査事件について、会議規則第47条の規定により下記のとおり報告します。

1、調査事件、30人学級、(2)、給食の委託のあり方。2、調査年月日、平成22年10月13日水曜日午前10時から午前11時50分、平成22年11月10日水曜日午前10時から午後0時10分。3、調査の経過及び意見、(1)、30人学級について、11月10日には寺田教育長及び西村教育次長に出席要求をしました。1、資料請求は、校区別入学予定者数、ゼロ歳から6歳まで。2、今後10年間の（平成23年から32年度）の小学校における児童数の推移。

3、30人学級を実施した場合の今後10年間、（平成23年から32年度）の小学校における学級数の推移、4、加配教員の配置状況、学年、クラスに何人かなど、具体的に。2、質疑事項、初めに県教育委員会の方針について太子町において新学習システムによる35人学級の編制のため、太田小の1年から4年生、石海小の1、2、4年生、斑鳩小の4年生にそれぞれ1名ずつ加配教員を配置している。次に、中央教育審議会初等中等分科会が1学級当たりの上限人数（40人）を引き下げる提言をし、低学年を30人、中、高学年、中学校を35人とし、文部科学省は来年国会に関連法案を提出する予定である。30人以下学級にすることで教育全体の水準を上げる目的があると思われる。次、6月定例会で可決した関係機関へ提出した「30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書」に同意しました。次、30人学級に限らず教員の資質、向上を図るために太子町では年2回研修を実施し、教員が一人で悩みを抱えることのないように、また周りも一人にさせないようにしていると聞きました。(2)給食の委託の

あり方については、給食の委託に関しては、実際に必要のないお金がかかっているとの意見がありました。

以上で報告を終わります。

○議長（佐野芳彦） 以上で委員長の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 私、委員会が主体性を持って能動調査を行うということについて推進することを提言し、今もそういうことをやっているわけではありますが、今回報告されている内容というのは基本的には30人学級を請願の処理を含めて、この報告の中もきょう提出されている、6月定例会で可決し同意したと、よう意味がわからんようなことがここに報告ありますね。何でもこういうことになるとるのか。

それから、30人学級をこういう請願の趣旨にも同意をして進めている。そしたら、30人学級を実現するために障害になるのは何か、そして議会としてどういう提言を行うかということが基本的に必要な調査であります。だから、そういうことが本来中間的にも報告をされるべきであって、今のような形では30人学級実現に向けての取り組みがどうなされたかが極めて疑問であります。内容がその方向で何が議会内で検討されるか。それをしないと、本当に当局が、教育委員会が説明していることだけをここに報告するということではないわけです。基本的には教育委員会に姿勢を正すことが大事でありますけれども、また資料請求を行うということについては当然のことなんですが、そういう資料に基づいて議会としてどういう提言を行うか。実際に太田小学校と今都市計画の線引き上こういう状況が生まれておりますので、太田小学校はますますマンモス化し、龍田小学校は小規模化する、そういう状況が現に本町でもあるわけですから、それを30人学級を仮に実現しようと

思えば、校区の再編を含めた切り込みが必要になります。そのための具体的な策が必要になります。そういうことを含めてきちっと委員会に調査をゆだねておるわけですから、その報告こそしていただかないといけないと思うんですが、いかがですか。

○議長（佐野芳彦） 挙手してください。

花畑奈知子議員。

○花畑奈知子議員 ただいま報告しましたのは進行中で、次回もこれを続けて研究を進めていこうとしているのが福祉文教の実態です。

○議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 それは当然です。しかし、このような形で進めておっては遅々として進まん。ですから、国会への問題とか、意見書もここでは議決をしてるわけですからね、それを実現を阻むものは何かを明らかにし、その障壁をなくすることが30人学級との絡みなんですよ。違うんですかね。その理解があるかどうかによってこの報告は違うんですよ。

○議長（佐野芳彦） 花畑奈知子議員。

○花畑奈知子議員 そういうことは理解した上で進めています。

○議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 どういう理解なんですかね。理解が基本的になかったら前へ進みません。具体的に説明してください。

（「スムーズに進行してくれ」の声あり）

○議長（佐野芳彦） わかりました。

暫時休憩します。

（休憩 午前10時41分）

（再開 午前11時28分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に続き会議を開きます。

当局におきましては大変お待たせをいたしまして申しわけありませんでした。ただいまから再開をして花畑委員長のほうから答弁を受けたいと思います。

花畑奈知子議員。

○花畑奈知子議員 大変時間をとって申しわけありませんでした。

福祉文教常任委員会では、30人学級の必要性の認識のもとに人数を少なくすること、特に低学年でそうすることが大切であること、2番目に、担任の目が行き届きやすい人数はどうあるべきかを検討しています。次に、同時に人数だけでなく質の高さをどう考えるか検討しています。以上のような議論を行っています。現状を考えると、教室の問題等もあって速やかにこれらが実現できるかどうかも含めて検討しております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

上田富夫議員。

○上田富夫議員 私は、むしろ中身よりもこの福祉文教委員会については当初余りにも守備範囲が広いと、いわゆる福祉から文教までということで、むしろちょっとどっか分けたほうがええんと違うかというようなことも言ったことあるんですけども、それぐらい教育から福祉にかけてこの委員会は非常にご苦勞なことだと思うわけなんですけれども、この報告書を見ますと、1カ月の例月の委員会が2時間、10時からもう昼までで終わってると。こんなことで果たして私はあれだけのことができんかなという思いがあるわけなんです、報告書を見る限りはまことに簡単なことに終わって、給食なんかたったこれ1行で終わってわけなんですよ。あと、国保とか、いろんな老人福祉の問題とか、子供の育児のこととか、あるいは予防注射等を含めてがん対策の問題とか、いろんな問題が山積しとるけど、1行も出てこんど。しかも委員会は午前中に終わるとするのはどうしても私は解せないんですけども、その辺の運営の仕方について説明をいただきたいと思います。

○議長（佐野芳彦） 花畑奈知子議員。

○花畑奈知子議員 福祉では課題を決めて進めておりますので、まだがん対策とか、そう

いうな課題は出ていないので、全くしておりません。

○議長（佐野芳彦） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） この件につきまして、これ以上長くすることもできませんので、本来ならばこれが事前の全協にこの委員会報告が提出されて、全協でこの今の議論がなされるべきでありましたけども、本日の提出ということに遅れておりましたので、このようになりました。今後においては、前段で出していただくということが基本になります。

そこで、この本会議の運営なんですが、このあとの運営なんですが、それぞれ質問された方を含めて疑問がある方があろうかと思えますけども、まずは常任委員会報告のあり方、そして委員会のあり方については近々の全協で整理をしたいというふうに思いますので、ご了解よろしく願いいたします。

次に、経済建設常任委員会の所管事務調査の中間報告を求めます。

経済建設常任委員会委員長長谷川原司議員。

○長谷川原司議員 経済建設常任委員会の報告をさせていただきます。

所管事務調査報告書。

本委員会の調査事件について、会議規則第47条の規定により下記のとおり報告します。

記。1、調査事件、①不正な農地転用の土地利用の調査及び遊休農地対策について、②立岡山北配水池整備事業について、③生活道路の改良について。2、調査年月日、平成22年10月12日火曜日午前10時より午後0時5分、平成22年11月4日火曜日午後0時より午後4時45分。3、調査の経過及び意見、3つの調査課題について、当局へ調査に必要な資料の提出を求め、また説明を受け委員協議をした。立岡山北配水池整備事業については、先進地視察を計画し、三木市上下水道部を訪問した。9月議会での中間報告に続き提言できる意見がまとまらず中間報告をする。課題の委員協議内容、当局との質疑、答弁の一部

を報告する。

①不正な農地転用の土地利用の調査及び遊休農地対策について。登記地目は畑であるが、現況が露天の資材置き場で利用されている土地については、農業委員会が持つ法令事務として適切に処理することを確認した。放棄例については、不在者地主の存在等の大きな問題もあるが、周辺住民に迷惑をかけることになるので指導の強化が必要との意見が出た。

②立岡山北配水池整備事業について。三木市では平成21年8月に地震動レベル2に耐え得るP C構造、貯水量2,300立方メートルの配水池を1億9,300万円の事業費で新設、また平成22年8月に昭和49年築造、P C構造、貯水量4,500立方メートルの配水池の補修、補強工事が完成した。立岡山北配水池整備事業の参考として11月4日に視察訪問をした。三木市上下水道部の担当者より説明を受け質疑した。三木市は阪神・淡路大震災で配水池倒壊の被害を受け、水道事業中・長期計画で施設の耐震化が明確に図られていた。S U S構造とP C構造の経済性についての質問には、両構造物の配水池を管理する三木市から、S U S構造の建設費は高いがメンテナンス費用がかからない。P C構造は内部防水補修費用等ランニングコストがかかるとの説明を受けた。その後、配水池がある現地を訪問した。

③生活道路の改良について。委員長が報告書案を提示したが、もう少し委員協議が必要であるとの意見があり継続審査となった。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 以上で委員長の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。お諮りします。

本日の日程第8、議案第56号から日程第

16、議案第64号までは、本日は提案説明のみにとどめ、質疑は第3日目以降に行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~

**日程第8 議案第56号 平成22年度  
兵庫県太子町一般会計補正  
算（第3号）**

○議長（佐野芳彦） 日程第8、議案第56号平成22年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第56号平成22年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、給与改定等に伴う人件費の補正、事業執行に伴う関係経費の補正、地方債の補正であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,176万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を96億9,777万1,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、財産収入、繰入金、町債の追加と諸収入の減額であります。

次に、歳出予算につきましては、民生費、衛生費、農林水産業費、土木費の追加と議会費、総務費、消防費、教育費、公債費の減額であります。

また、地方債の補正については2事業の限度額を変更いたしております。

詳細につきましては、副町長よりご説明いたしますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第56号平成22年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）について詳細説明を申し上げます。

歳出から説明いたします。

全体を通しまして、職員人件費につきましては人事院勧告に基づきます給与改定等により1,338万6,000円の減額となっております。

16ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目7電子計算機費の電子計算機借料につきましては、本年度導入機器の契約額の減及び固定資産税課税台帳システムの仕様変更に伴う減額補正でございます。

18ページをお願いいたします。

目8交通安全対策費の道路反射鏡につきましては、経年劣化で順次整備に努めているところでございますが、見通しの悪い交差点など、危険な箇所が依然として残っております。早急に交通安全対策が必要な4カ所、北之町1、原1、太子苑2カ所に新たに設置をするものでございます。

20ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節19負担金補助及び交付金の高齢者等住宅改造費助成金につきましては、第2号補正予算において助成総額100万円程度を見込んでおりましたが、助成率が高い低所得者層の申請割合が多くなっているため、今回助成総額を160万円と見込み、不足する額を補正するものでございます。特定財源として県補助金である人生80年いきいき住宅助成事業補助金を30万円増額いたしております。節28繰出金につきましては、国民健康保険特別会計の補正によるものでございます。

同様に、目2老人福祉費及び目4後期高齢者医療費の節28繰出金につきましても、それぞれ介護保険及び後期高齢者医療特別会計の補正によるものでございます。

22ページをお願いいたします。

目6障害者福祉費、節8報償費につきましては、全国的に高い水準で推移している自殺

者を減少させるために県が自殺対策強化基金を設置し、その対策事業に対し全額補助を行うものでございます。本年度は地域の相談役であります民生委員会で自殺に対する講演会を実施する予定でございます。節20扶助費の介護給付費の追加につきましては、近年障害者手帳を取得される方が増加傾向にあること、生活介護事業、施設入所支援事業において本年4月より新体系に移行したため、土曜、日曜、休日、夜間管理、欠席加算等が追加加算された施設が6施設に上ることから給付費が大幅に増加となったため、増額補正するものでございます。財源としましては、国より2分の1、県より4分の1となっております。

24ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節28繰出金につきましては、水道事業に従事する職員に係る基礎年金拠出金分を一般会計から繰り出すものでございます。平成22年度から平成24年度までの3カ年におきまして水道事業会計が借りております既発債のうち金利が5%以上のものを繰上償還すべく財務省と総務省に申請中でございます。その条件としまして、経営健全化計画を策定し、補償金免除額約3,100万円以上の効果額が求められます。水道事業会計の健全化効果額を出すに当たっては、今般の基礎年金拠出金分と先の補正予算で計上いたしました子ども手当分を今年度に繰り出す内容で計画を提出しているところでございます。

目2予防費につきましては、本年10月に閣議決定された円高デフレ対応のための緊急総合経済対策の一環として子宮頸がん予防ワクチン、Hibワクチン、小児用肺炎球菌のワクチンを対象年齢層に緊急に予防接種し、その費用を全額助成することとなったため予算計上するものであり、国より2分の1の補助がでございます。また、新型インフルエンザ予防接種についても同じく10月から低所得者層を対象に全額助成する新たな接種事業が始まったため、その費用を予算計上するものでござ

います。国より2分の1、県より4分の1の補助がでございます。このため、既に町単独事業として高齢者インフルエンザ接種委託料で予算計上しておりました65歳以上、低所得者の費用を補助事業の新型インフルエンザワクチン接種助成事業委託料に移しかえております。さらに、前年度から繰り越しております新型インフルエンザ接種助成事業費108万円につきましては、本年度のワクチンが新型と季節型の混合ワクチンとなっていることから、今般の補正予算で対応し、繰越明許費で予算執行はしないこととしております。

28ページをお願いいたします。

款6農林水産業費、項1農業費、目5農地費、節19負担金補助及び交付金の県営上ノ池改修事業負担金につきましては、国の緊急経済対策事業により本年度予定しておりました1,700万円の実施設設計費に対し5,000万円の改修工事費が追加計上されたため、地元負担金及び町負担分を増額補正するものでございます。

款8土木費、項2道路橋りょう費、目2道路維持費、節15工事請負費につきましては、沖代線歩道補修工事において老原自治会からの沖代線信号機設置要望に対したつの警察署より本年度設置に伴う歩道路面標示変更等の指示があったため、その工事費を追加補正するものでございます。

目4幹線道路整備事業費、節15工事請負費につきましては、来年度完成予定である沖代線歩道設置工事につきまして付近住民より工事中の交通渋滞、舗装劣化に伴う騒音苦情等が多数あるため、早期完了を切望されております。今回、県への追加要望可能な回答が得られましたため、本事業の早期完了を目指し事業費を追加するものでございます。

30ページをお願いいたします。

項4都市計画費、目2下水道事業費につきましては、前処理場事業及び下水道事業特別会計の補正によるものでございます。

目4公園事業費、節15工事請負費につきましては、柳池総合公園造成ほか工事につきま

して計画地盤より高い町民グラウンドの土砂を低地盤の広場等の造成土に流用する予定ですが、当初は一部分8,000平方メートルを優先的に整備する予定でしたが、グラウンドの有効利用を図るため早期に全面1万1,000平方メートルの復旧が必要となったため、その費用を追加補正するものでございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。

10ページをお願いいたします。

款12分担金及び負担金、項1負担金、目2農林水産業費負担金につきましては、歳出で申し上げましたとおり、県営上ノ池改修事業の地元負担金の追加でございます。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金及び款15県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金、節2障害者福祉費負担金につきましては、歳出で申し上げましたとおり、障害者介護給付費の追加補正に伴う国庫負担金の追加補正でございます。

項2国庫補助金、目3農林水産業費国庫補助金につきましては、農地法の改正により農家基本台帳システムを改修するための補助金の追加でございます。

目4土木費国庫補助金につきましては、歳出で申し上げましたとおり、沖代線歩道整備事業費の追加に伴う補助金の追加でございます。

目5教育費国庫補助金につきましては、斑鳩小学校屋内運動場改築に係ります交付金の決定に伴う補助金の追加でございます。

12ページをお願いいたします。

項2県補助金につきましては、歳出で申し上げました各事業の特定財源でございまして、それぞれの補助率となっております。

項3委託金、目1総務費委託金につきましては、交付金内定通知、交付通知による委託金の追加及び減額でございます。

款16財産収入、項1財産運用収入、目3不動産売却収入につきましては、吉福にあります普通財産の土地67平方メートルを売却したものでございます。

14ページをお願いいたします。

款18繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金につきましては、歳入歳出予算の調整によるものでございます。

款20諸収入、項4雑入、目2雑入、節1総務費雑入につきましては、兵庫県市町村振興協会からの補助金でございまして、既定の文書広報費に充当いたしております。

款21町債につきましては、事業費及び補助基本額の増加に伴う追加でございます。

最後に、5ページをお願いいたします。

第2表の地方債補正につきましては、道路橋りょう事業及び学校建設事業の限度額の変更でございます。

以上で平成22年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）の詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時とします。

（休憩 午前11時56分）

（再開 午後0時59分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

#### 日程第9 議案第57号 平成22年度 兵庫県太子町国民健康保険特 別会計補正予算（第2号）

○議長（佐野芳彦） 日程第9、議案第57号平成22年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第57号平成22年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、給与改定等に伴う人件費の補正と事業執行に伴う関係経費を補正す

るものであります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,351万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を33億1,874万2,000円とするものであります。

歳入予算については、諸収入の追加と国民健康保険税、繰入金の減額であります。

歳出予算については、保険給付費の追加と総務費、基金積立金の減額であります。

詳細につきましては、副町長よりご説明いたしますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 議案第57号平成22年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳出は給与改定等に伴う人件費の補正及び結核医療に係る医療費の増加に伴う保険給付費の追加でございます。

一方、歳入では、決算見込みによる国民健康保険税の減額及び第三者納付金の追加と歳出の人件費の補正等に伴い一般会計繰入金を減額するもので、財源調整として歳出の財政調整基金積立金を減額しております。

歳出から説明いたします。

7ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費については、給与改定等に伴う人件費の補正により31万7,000円を減額いたしております。

次に、款2保険給付費については、結核医療付加金の決算見込みにより1万4,000円追加するものでございます。

また、款9基金積立金については、歳入歳出予算補正の財源調整を行うため3,320万9,000円を減額いたしております。

次に、歳入について説明いたします。

5ページをお願いいたします。

款1国民健康保険税については、決算見込みにより目1一般被保険者国民健康保険税を

3,520万円減額いたしております。

次に、款10繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節2職員給与費等繰入金については、歳出の一般管理費の職員人件費31万7,000円を減額したことにより同額を減額いたしております。

節4財政安定化支援事業繰入金については、平成22年度普通交付税の交付額の確定により89万3,000円減額をいたしております。

また、款12諸収入、項3雑入、目2一般被保険者第三者納付金及び目3退職被保険者等第三者納付金につきましては、11月末までの実績により追加いたしております。

以上で平成22年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の詳細説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第10 議案第58号 平成22年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（佐野芳彦） 日程第10、議案第58号平成22年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第58号平成22年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、給与改定等に伴う人件費の補正と事業執行に伴う関係経費を補正するものであります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,200万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を15億7,068万2,000円とするものであります。

歳入予算については、国庫支出金、支払基

金交付金、県支出金、繰入金、諸収入の追加であります。

歳出予算については、総務費、保険給付費、地域支援事業費の追加と介護サービス事業費の減額であります。

詳細につきましては、副町長よりご説明いたしますので、慎重なるご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第58号平成22年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）について詳細説明を申し上げます。

9ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費については、給与改定等による減額及び需用費としてパソコンの修繕料3万5,000円を追加し、合計で21万5,000円減額いたしております。

款1総務費、項3介護認定審査会費、目2認定調査費については、認定申請数の増によるもので役務費として主治医意見書作成料58万7,000円を追加いたしております。

款2保険給付費、項1介護諸費、目1介護サービス費については、上半期の歳出状況により下半期の必要額を推計した結果、現予算に不足が生じると思われるため、合計6,182万2,000円を追加いたしております。

目2予防サービス費については、上半期の歳出状況より下半期の必要額を推計した結果、現予算に不足が生じると思われるため、合計484万9,000円を追加いたしております。

11ページをお願いいたします。

目3高額介護サービス費については、上半期の歳出状況より下半期の必要額を推計した結果、現予算に不足が生じると思われるため、603万4,000円を追加いたしております。

目4特定入所者サービス費については、上半期の歳出状況より下半期の必要額を推計した結果、現予算に不足が生じると思われるため、891万5,000円を追加いたしております。

款3介護サービス事業費、項1介護サービス事業費、目1介護サービス事業費については、給与改定等により10万2,000円を減額いたしております。

款4地域支援事業費、項1介護予防事業費、目1介護予防事業費については、生活機能評価対象者の増加により委託料として30万円を増額いたしております。

項2包括的支援事業費、目1包括的支援事業費については、給与改定等により18万9,000円を減額いたしております。

歳入について説明をいたします。

5ページをお願いいたします。

款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金については、保険給付費増額に伴い、1,478万円を追加いたしております。

項2国庫補助金、目1調整交付金については、調整交付金交付率増加に伴い、125万7,000円を追加いたしております。

目2地域支援事業交付金については、介護予防事業の交付金の減額、包括支援事業等の交付金追加に伴い、合計5,000円を追加いたしております。

款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金については、介護サービス費増額に伴い、2,448万6,000円を追加いたしております。

款6県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金については、保険給付費増額に伴い、1,174万6,000円を増額いたしております。

7ページをお願いいたします。

項2県補助金、目1地域支援事業交付金については、介護予防事業交付金の減額、包括支援事業等の交付金追加に伴い、合計3,000円を追加いたしております。

款8繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金については、保険給付費増額、給与改定等に伴う給与等減額に伴い、1,025万1,000円を追加いたしております。

項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金

繰入金については、介護給付費の増額に伴い1,914万8,000円を追加いたしております。

款10諸収入、項3雑入、目1雑入については、介護予防事業個人負担金増額に伴い33万6,000円を追加いたしております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第11 議案第59号 平成22年度
兵庫県太子町後期高齢者
医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（佐野芳彦） 日程第11、議案第59号平成22年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第59号平成22年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、給与改定等に伴う人件費の補正と事業執行に伴う関係経費を補正するものであります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ390万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億4,903万6,000円とするものであります。

歳入予算については、繰入金の減額であります。

歳出予算については、総務費、後期高齢者医療広域連合納付金の減額であります。

詳細につきましては、副町長より説明を申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） ただいま上程されま

した議案第59号平成22年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について詳細説明を申し上げます。

今回の補正内容は、歳出につきましては人件費と後期高齢者医療広域連合分賦金、保険基盤安定繰入金納付金を減額するものでございます。

歳入につきましては、事務費繰入金と保険基盤安定繰入金を減額するものでございます。

歳出から説明いたします。

7ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、職員人件費を給与改定等により4万3,000円減額いたしております。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、平成21年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計決算において決算剰余金が発生し、平成22年度に繰り越しましたので、平成22年度市町負担金の納付に関する要綱第6条の規定により、平成22年度市町共通経費負担金と相殺したため、後期高齢者医療広域連合分賦金を261万6,000円減額いたしております。保険基盤安定繰入金納付金につきましては、平成22年度の保険基盤安定負担金が確定したため、124万2,000円を減額いたしております。

5ページをお願いいたします。

款3繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、事務費繰入金を歳入歳出の財源調整のため、265万9,000円減額いたしております。また、保険基盤安定繰入金につきましては、平成22年度の保険基盤安定負担金が確定したため、124万2,000円を減額いたしております。

以上で詳細説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第 1 2 議案第 6 0 号 平成 2 2 年  
度兵庫県太子町下水道事業  
特別会計補正予算（第 2  
号）

○議長（佐野芳彦） 日程第12、議案第60号  
平成22年度兵庫県太子町下水道事業特別会計  
補正予算（第2号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由  
の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第60号平成22年度  
兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算  
（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、給与改定等に伴う人件  
費の補正と事業執行に伴う関係経費の補正で  
あります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総  
額に歳入歳出それぞれ880万7,000円を追加  
し、歳入歳出予算の総額を15億8,980万  
5,000円とするものであります。

歳入予算については、繰入金の追加であり  
ます。

歳出予算については、下水道費の追加でご  
ざいます。

歳入予算の内容につきましては、財源調整  
のため、一般会計繰入金を追加しておりま  
す。

歳出予算の内容につきましては、一般管理  
費におきまして排水路等の修繕料と平成21年  
度分の確定申告に基づき納税します消費税を  
追加いたしております。

また、合併処理浄化槽整備費につきましては  
は、下水道整備区域から遠方である阿曾地区  
での設置工事費を追加しております。流域下  
水道事業費におきましては、揖保川流域下水  
道建設負担金について決算見込みによる追加  
でございます。

また、給与改定等に伴います人件費につい  
て、一般管理費と公共下水道事業費において  
減額いたしております。

よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決  
いただきますようお願い申し上げ、提案説明  
とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わ  
りました。

~~~~~

日程第 1 3 議案第 6 1 号 平成 2 2 年
度兵庫県太子町前処理場事
業特別会計補正予算（第 2
号）

○議長（佐野芳彦） 日程第13、議案第61号
平成22年度兵庫県太子町前処理場事業特別会
計補正予算（第2号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由
の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第61号平成22年度
兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算
（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、給与改定等に伴う人件
費の補正と事業執行に伴う関係経費の補正で
あります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総
額に歳入歳出それぞれ2万9,000円を追加
し、歳入歳出予算の総額を1億1,278万
3,000円とするものであります。

歳入予算については、繰入金の追加であ
り、歳出予算については、前処理場費の追加
でございます。

歳入予算の内容につきましては、財源調整
のため一般会計繰入金を追加しております。

歳出予算の内容につきましては、給与改定
等に伴います人件費の減額と揖保川流域下水
道建設負担金について決算見込みによる増額
でございます。

よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決
いただきますようお願い申し上げ、提案説明
とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わ
りました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

**日程第 1 4 議案第 6 2 号 平成 2 2 年
度兵庫県太子町水道事業会
計補正予算（第 3 号）**

○議長（佐野芳彦） 日程第14、議案第62号平成22年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第62号平成22年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、給与改定等に伴います人件費の補正と事業執行に伴う関係経費の補正であります。

その内容としましては、収益的収入において183万1,000円を追加し、事業収益総額を5億2,097万3,000円としております。収益的支出において46万9,000円を減額しており、事業費用総額を5億269万1,000円としております。また、資本的支出において5,943万1,000円追加いたしており、資本的支出総額を3億8,140万3,000円としております。また、資本的収入、支出の不足額については、過年度分損益勘定留保資金と減債積立金で補てんすることといたしております。そのほか予算に合わせて流用経費の額の変更を行っております。

詳細につきましては経済建設部長より説明いたしますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） ただいま上程されました議案第62号平成22年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）につきまして詳細説明を申し上げます。

3 ページ、4 ページをお願いいたします。

収益的収入における補正は、国において今

年7月に公的資金補償金免除繰上償還実施要綱が策定されましたが、これは年利5%以上の企業債について繰上償還できるもので、これに該当する企業債が1億3,031万2,000円ございます。この繰上償還が認められますと、約3,100万円の支払い利息が軽減される予定でございます。この繰上償還の許可を受けるための経営健全化計画において水道事業会計職員に対する基礎年金拠出金分を一般会計から繰り入れする計画を定めましたので、この計画により183万1,000円を繰り入れる追加補正でございます。

収益的支出、目原浄水費、給水費、総係費における補正につきましては、主に給与改定に伴います人件費に係る補正でございます。

目原浄水費では、20万6,000円を減額しております。内訳では、給料で2,000円、手当で17万6,000円、法定福利費で2万8,000円の減額となっております。

目給水費では、8万2,000円を減額しております。内訳では、給料で2,000円、手当で5万6,000円、法定福利費で2万4,000円が減額となっております。

目総係費では、18万1,000円を減額しております。内訳は、給料で2万4,000円、手当で21万8,000円、法定福利費で3万4,000円を減額し、備消耗品費として吉福水源旧事務所を書庫として使用するための棚の購入費9万5,000円を追加いたしております。よって、款事業費用、項営業費用において46万9,000円が減額となっております。

次に、5 ページ、6 ページの資本的支出についてご説明申し上げます。

目配水施設改良費についてでございますが、給与改定等に伴う人件費に係る補正につきましては15万6,000円の減額でございます。内訳は、給料で1,000円、手当で13万5,000円、法定福利費で2万円の減額となっております。

目固定資産購入費につきましては、今年度で現在の料金会計システムのリース期間が終わるため、来年度以降新規にリースを考えて

おりましたが、リースより一括購入のほうが安価となるため、このたび補正により当システムの機器等の購入費1,375万5,000円を追加補正するものでございます。よって、項建設改良費において1,359万9,000円が増額となっております。

目企業債償還金につきましては、公的資金補償金免除繰上償還に係るもので、年利5%以上の残債1億3,031万2,000円について今後3カ年に分けて繰上償還するもののうち年利6.3%以上の旧資金運用部資金4,151万円、年利6%以上の旧公営企業金融公庫資金432万2,000円、計4,583万2,000円を追加するものでございます。よって、款資本的支出におきましては5,943万1,000円が増加となります。資本的収入額が資本的支出額に対する不足する額3億4,330万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金2億9,747万1,000円及び減債積立金4,583万2,000円で補てんするものでございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第15 議案第63号 太子町行政  
手続等における情報通信の  
技術の利用に関する条例の  
制定について**

○議長（佐野芳彦） 日程第15、議案第63号太子町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第63号太子町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について説明を申し上げます。

固定資産の償却資産の申告、法人町民税の

申告については、平成19年度に地方税電子申告システムの整備により電子データによることが可能となりましたが、本町ではこの12月から運用を開始する予定でございます。そのためには、従来の書面によるものとされていた申告等をインターネットを利用した電子申請によっても正規の手続と同様の効果を与えるよう国の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律に沿って例規を整備することが必要であります。

本条例は、これら償却資産、法人町民税の電子申告に対応するとともに、将来的な行政手続等のオンライン化に対応するため、原則となる規定を定めるものであります。

詳細につきましては、副町長よりご説明いたしますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほど上程されました議案第63号太子町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

国においては、平成15年2月に行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律を施行し、行政手続等についてオンラインシステム等を利用できる法令等の整備を行ったところありますが、今月より運用を開始する償却資産、法人町民税の電子申告に対応するため、当町における行政手続等のオンラインシステム等利用について法律に沿って例規を整備するものでございます。

まず、第1条、第2条で目的、用語の意義を規定いたしております。

次に、第3条では、電子情報処理組織による申請等について規定しております。電子情報処理組織を使用して行う申請等を可能とし、書面等で行うことにしている申請等と同一の効果を与えるものでございます。

次に、第4条では、電子情報処理組織による処分通知等について規定しております。電子情報処理組織を使用して行う処分通知等を

可能とし、書面等で行うこととしている処分通知等と同一の効果を与えるものでございます。

次に、第5条では、電磁的記録による縦覧等について規定しております。電磁的記録による縦覧等を可能とし、書面等の縦覧等と同一の効果を与えるものでございます。

次に、第6条では、電磁的記録による作成等について規定しております。書面等の作成等にかえて電磁的記録による作成等を可能とし、書面等と同一の効果を与えるものでございます。

次に、第7条は、手続等に係る情報システムの整備推進の規定でございます。

次に、第8条では、手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表について規定いたしております。毎年度申請、処分通知等の情報通信技術の利用に関する状況をインターネット等で公表するものでございます。

第9条は、条例施行の規則への委任規定でございます。

次に、附則第1項では、施行期日について公布の日としております。

また、附則第2項では、書面の交付の必要がない行政指導に電磁的記録による通知を含めるものとし、行政手続条例の一部改正を規定いたしております。

以上で詳細説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第16 議案第64号 石海保育所の指定管理者の指定について

○議長（佐野芳彦） 日程第16、議案第64号石海保育所の指定管理者の指定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由

の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第64号石海保育所の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

石海保育所につきましては、平成18年9月1日から平成23年3月31日までの4年7カ月を指定期間として、安養保育園を運営しております社会福祉法人明和福祉会を指定管理者として指定しておりますが、今年度末にて指定期間が満了いたします。社会福祉法人明和福祉会のこれまでの運営実績を審査したところ、健全な運営状況であることを確認いたしました。

また、保育行政におきましては、園と入所者との信頼関係が特に重要であり、乳幼児の健やかな成長のために子供の発達過程や子供の特性を十分把握している保育士が保育に携わることにより質の高い保育が期待できるものであります。

つきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、引き続き社会福祉法人明和福祉会を指定管理者に指定することについて議決を求めるものであります。なお、指定期間は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの1年間としておりますが、これは平成24年度以降石海保育所の民営化を予定しているためでございます。

よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は12月6日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

ご苦労さんでした。

（散会 午後1時47分）